

お知らせ

放射線量測定器の無料貸し出し

市では、身近な場所の空間放射線量を把握することができるよう、測定器の貸し出しを行っています。貸し出しを希望する人は、電話などで事前の予約が必要です。

また、除染実施計画区域内は市の調査員が放射線測定を行っています。調査に伺った際は、ご協力をお願いします。

対象 市内に住所がある20歳以上の個人、または法人／市内に固定資産を持つ個人、または法人

ふれあい福祉センター

☎3497

■10月の休館日 1. 8. 15. 22. 29日

■ふれあい福祉センター健康相談

とき 9月12日(水)・10月11日(木)

午前10時～11時30分

内容 血圧測定・握力測定

障害者虐待防止法が施行されます

10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されます。

この障害者虐待防止法は「障害者虐待とは何か」について明らかにし、障害のある人を支援している家族や福祉施設、障害のある人を雇用している企業に対して虐待が起きないように支援していくことや、虐待が起きてしまったときの対処方法を規定した法律です。

虐待の種類

身体的虐待 障害のある人にけがを負わせたり、けがが生じるおそれのある暴力を加えたりすること。正当な理由なく障害のある人の身体を拘束すること

性的虐待 障害のある人にわいせつな行為をすることやわいせつな行為をさせること

心理的虐待 障害のある人に対して著しい暴言を浴びせたり、著しく拒絶的な態度をとって、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

介護・世話の放棄・放任 障害のある人を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他者による身体的・性的・心理的虐待を放置すること。養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

経済的虐待 障害のある人の金銭を不当に使用してしまうこと。無断で財産(土地、建物など)を処分してしまうこと。

また、処分することで不当に財産上の利益を得ること
問い合わせ 社会福祉課障害福祉係☎内線77252へ

登録介護者事業(レスパイト)

障害のある人の介護を行う保護者が、一時的に介護できない場合に市に登録されている介護者に介護を委託することで、障害のある人の福祉、介護者の負担軽減を図る制度です。

介護を希望する人は、申請が必要です。

対象 在宅で障害のある人
登録介護者の資格 保育士、社会福祉士、社会福祉士、介護福祉士、介護士

貸し出し台数 1回の申請につき1台
 貸し出し期間 年末年始を除く毎日。午前9時から貸し出し、午後4時30分までに返却
 ※利根町振興局出張所は、平日のみ午前10時～午後3時

申請に必要なもの 運転免許証や健康保険証などの本人確認ができるもの
 ※事業所の人は、市内に事務所または事業所を有することが分かるもの

※市内に固定資産を持つ市外の方は、課税明細書などの資産を有することが分かるもの
問い合わせ 環境課環境係☎内線77372、白沢町総務課市民生活係☎内線29、利根町総務課市民生活係☎内線40、利根町振興局出張所☎2003へ

土砂災害ハザードマップを全戸配布します

市では、土砂災害防止法に基づき土砂災害(特別)警戒区域などを記載した「土砂災害ハザードマップ」を、防災月間(9月)にあわせて全戸配布します。

土砂災害ハザードマップは、

資格をお持ちの皆さん

県では、保健師や助産師、看護師の資格を生かしていない人に県ナースセンターへの登録を

9月は自殺予防月間です

県では、9月を自殺予防月間としています。全国では、毎年約3万人が自らの命を絶っています。県内の自殺者数は国と同様に平成10年以降急増し、年間500人を超えています。これは交通事故による死者の3倍以上になります。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題などにより心理的に追い込まれた状態から起こることが多く、亡くなった人の多くが自殺する前につづ病などの心の病気を抱えていたことが分かっています。こころが疲れると誰でもうつ病になる可能性があります。自分自身の変化に気付いたら一人で悩まず早めに医療機関(かかりつけ医・精神科・心療内科など)に相談しましょう。また、こころの問題を抱えている人の存在に気付いたら、専門家に相談し、指導を受けながら見守っていくことが大切です。沼田保健福祉事務所☎2185、県こころの健康センター☎027(263)1156でも相談を行っています。

問い合わせ 健康課保健係☎内線76205、社会福祉課障害福祉係☎内線77268へ



呼び掛けています。

登録は無料で、最新の医療や看護技術、求人情報などを紹介します。もう一度あなたの資格を生かしてみませんか。所定の登録用紙は、健康課保健係にあります。

問い合わせ 健康課保健係☎内線76205へ

知っておきたい農地法の手続き

農地法とは、農地とその耕作者の権利保護や食料の安定供給を目的に、農地を農地以外のものにすることを規制して農地の効率的な利用を図るための法律です。

農地の権利移転や農地を農地以外(宅地など)の用途に使用するためには法律に基づいた手続きが必要です。手続きをせずに行った場合は法律で罰せられます。

農地法の申請手続きには、いろいろの要件が関わってきます。事前に農業委員会事務局、または地元の農業委員にご相談ください。

許可の解説
第3条許可 農地を農地として使用するために権利設定や移転を行うとき

第4条許可 自分の農地を自分で農地以外に使用するとき

第5条許可 農地の所有者以外の人が農地以外に使用するために権利設定や移転を行うとき

問い合わせ 農業委員会事務局☎内線3240へ

結婚したい方!
安心・安価で婚活サポート!!
 成婚重視のパーティ毎月開催 市民特典あり
 確実個人紹介 個人情報厳守

市民婚活サポート無料相談会
 9/1(土)、2(日)、8(土)、9(日)、15(土)、16(日)
 17(祝)、22(土)、23(日)、29(土)、30(日)

※ご両親様からの相談・出張相談・レクチャーも受付中

良縁アクティヴ(有)ホットライン
 ☎0120-52-2508
 E-mail: maebashi@actv.co.jp
 URL: www.hot-ryou-on.com

『望郷の湯ポイントカード』会員募集中!!
 入会金100円、年会費無料

道の駅「白沢」の**全施設・全商品**でご利用できます
 お申し込みは望郷の湯フロント及び直売所にてお申し付け下さい

自営店 望郷の湯	入替料・レストラン・売店商品・アメニティ	500円 1ポイント
自営店 望郷の湯	中国製整体	1,000円 1ポイント
自営店 望郷の湯	座・白沢	1,000円 1ポイント
自営店 望郷の湯	ソフトクリーム	300円 1ポイント

20ポイント貯まると交換「望郷の湯特別ご招待券」もしくは「レストラン金券」

【お問い合わせ先】(株)白沢振興公社 沼田市白沢町平出1297
 TEL: 0278-53-9939 http://www.boukyou.com

群馬沼田総合法律事務所
 群馬県沼田市鍛冶町3956番地19 みなみコーポ101R
 弁護士 中嶋 歩 積 (沼田市出身)

ご予約・お問い合わせ **0278-25-4500**
 平日9時から18時
 借金問題・過払い金・交通事故の初回相談は無料です。

取扱業務 一般総合法律相談、借金、過払い金、交通事故、刑事事件(逮捕された)、離婚相談、労働問題、中小企業の法務、債権回収、その他幅広く専門的に取り扱っております。

平成24年度生 学童保育
 予約受付中です

夏休みは7時30分より開始します。

◎ふれあい学童(薄根)
 ◎利南東学童(22名)
 ◎なでしこ学童(36名)
 ◎学童の子は塾に行きにくい、という現実を解決いたしました。書道教室・英語教室・を各々月2回無料で行っています。

NPO法人 尾瀬なでしこの会
 378-0056 沼田市高橋場町4641-1番地
電話 22-0705 後藤